# 気象警報発表の場合の取り扱いについて

## 警報発表の場合

**午前７時現在で、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、姫路市のいずれかの地域に、大雨・洪水・暴風・暴風雨・津波警報が発表されているときは、休園とします。**

※これらの警報が上記の地域に発表されておらず、居住地域に発表されている場合や、危険が予想されるなど登園が困難な地域の場合は、その旨を幼稚園に連絡し、登園せずに自宅待機をし、警報が解除されてから、あるいは回復を待ってから登園してください。

園児登園後に警報が発表された時には、幼稚園に留め置く場合やすぐに降園帰宅させる場合等、安全を確保し、その時の状況を考慮した上で判断し決めさせていただきます。

**いずれの場合も安全を第一にお考えください。**